今月のトピックス

紀州漆器の里から うるわし漆

公立病院に漆器風食器！

～和歌山県漆器商工業協同組合～

つややかな朱色の漆器風食器。

和歌山県内の公立病院で、入院患者用として、塗りの食器を使用しています。

飯碗、煮物椀、吸い物椀の三種類に、シックなトレーの組み合わせ。独特の風合いがあり、しかもローコスト。

今回の塗りの食器導入については、和歌山県漆器商工業協同組合が海南市民病院の相談を受けて開発提供したという経緯があります。

漆調の仕上がりでありながら、漆独特のにおいがなく、落着きのある器の風情には、従来の無機的な給食器の質感と違って暖かみもあり、なかなかの高級感を醸し出しています。

高温でも変形しない素地や、においの出ない表面加工など長所を兼ね備えた漆器風食器は、病院食のイメージを払拭させると好評です。

和歌山県漆器商工業協同組合

TEL 073-482-0322

プ
ッ　プ
テ　ッ　座
ス　ア　講

知っておこう

PART I

昨今、「知的財産権（知財）」や「特許」という言葉が新聞やビジネス誌上で、あるいはＴＶのニュースで見たり聞いたりすることが多くなりました。政府も「知財立国」の名の下に、わが国の国際競争力の向上を目指しています。「知的財産権」とは何か、「特許」とはどのようなものか、これから3回にわたり「知っておこう知的財産権」と題して、お話しさせて頂きます。

知的財産権の概要

・知的財産権とは

知的財産権とは、新しく生み出された技術やデザインなどのアイデアや、営業活動の結果得られる業務上の信用や営業秘密を保護する権利の総称です。保護の態様は種類によって様々ですが、その多くは、権利者に一定期間、①そのアイデアを独占的に使用すること（独占権）、②そのアイデアの他人による無断使用を排除すること（排他権）を認めるというものです。

・知的財産権の種類

一口に「知的財産権」といっても、その種類は多岐にわたります（図1参照）。これら全てを詳しく説明すると、分厚い本が何冊もできてしまうほどの分量ですので、ここでは主要なもの（図1の①～⑥）を紹介することにします。

①特許権（特許）

特許権は、「発明」を保護するためのものです。特許法では、「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義しています。「自然法則」とは、例えば万有引力の法則やエネルギー保存の法則などです。「発明」であるためには、「自然法則を利用」していなければならないので、計算方法などのような単なる人為的な取決めは「発明」とはいえません。

図1

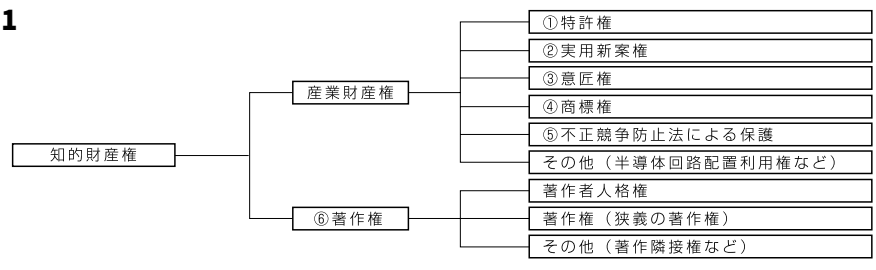

数年前から「ビジネスモデル特許」という言葉を耳にするようになりました。人為的な取決めであるビジネスのやり方も「発明」であるかのようですが、ビジネスのやり方そのものではなく、コンピュータシステム等でビジネスのやり方がどのように実現されているかというところが「発明」と捉えられています。この点を無視した特許出願は、ほとんど審査で拒絶されているのが現状です。

特許権による保護を受ける（特許を取る）ためには、特許出願という手続が必要です。特許出願は、特許庁に対して、特許を取りたい発明を記載した書面を提出することにより行ないます。今は、パソコンでオンライン出願することができ、主流になっています。

特許出願をしただけでは特許を取ることはできません。特許を取るためには、さらに「審査請求」という手続を行なう必要があります。審査請求は、特許出願をしてから3年以内に行ないます。

審査請求を行なうと、特許出願の内容に基づいて、特許すべきか否かが、特許庁の審査官により審査されます。例えば、その発明は新規なものか（新規性）、容易に思い付くものでないか（進歩性）等の要件が審査されます。これら全ての要件を満たせば、特許すべきと判断されますが、一つの要件でも満たさなければ特許すべきでない（拒絶）と判断されます。拒絶と判断された場合でも、審査官に対して意見を述べたり、内容を補正したりすることで、拒絶という判断を覆すこともできます。

特許すべきと判断されたら、出願人は特許料を納付することで、特許権が付与されます。特許権は、原則として、出願した日の20年後まで

知的財産権

岩永特許事務所　弁理士　渥　美　　元　幸

プ
ッ　プ
テ　ッ　座
ス　ア　講

有効です。この日までに、特許権者は、独占的にその発明を使うことができ、他人が無断でその発明を使うことを排除することができます。もし、他人が無断でその発明を使用（特許権侵害）していれば、特許権者は、その他人に対して使用の差止を請求したり、損害賠償を請求したりすることができます（権利行使）。

②実用新案権（実用新案）

実用新案権は、「考案」を保護します。「考案」は、特許における「発明」と、ほぼ同じものですが、実用新案権は、考案のうち「物品の形状、構造または組合せに係るもの」を保護する点で異なります。具体的には、洗濯ばさみ等のような、簡単な形状や構造をしている物に関するアイデア（いわゆる小発明）です。

実用新案は、特許と異なり、出願すれば審査されずに登録され、実用新案権が付与されます（無審査登録制度）。従って、早期に権利化を図ることができるというメリットがあります。その代わり、権利行使に所定の制限があるという欠点があります。なお、実用新案権の有効期間は、原則として、出願した日の6年後までです。

③意匠権（意匠）

意匠権は、「意匠」を保護します。「意匠」は、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義されていますが、要するに、物のデザイン（外観）です。

意匠登録を受ける場合も、出願をし、所定の登録要件を満たすか否かの審査を経なければなりません。

意匠権者は、登録された意匠と同一または類似する意匠を独占排他的に使用することができます。類似する意匠まで権利範囲に含まれている点がポイントです。なお、意匠権の有効期間は、登録された日から15年間です。

④商標権（商標）

商標権は、「商標」を保護します。「商標」とは、自分が提供する商品やサービスを他人の商品等と区別することができるように、商品やサービスの提供に使用する物に付けるマーク（文字や図形、記号など）です。商標登録を受ける場合も、出願をし、所定の登録要件について審査を経なければなりません。

商標権者は、登録された商標を独占排他的に使用することができ、登録された商標と類似する商標の他人による使用を禁止することができます。類似する商標については、他人の使用が排除できる効力が認められるのみであることが意匠権と異なります。

商標を継続的に使用することで、消費者は、「このマークが付いた商品は、前に買ってよかったものだから、また買ってみよう。」とか、「このマークが付いた商品は、あの会社の商品だから安心だ。」といった考えを持つようになり、その商標を使用する者は、業務上の信用を得ることができます。このような信用は、商標が使用される限り維持されるべきものです。そのため、商標権の有効期間は、登録された日から10年間とされていますが、希望すれば何度でも更新して権利を半永久的に存続させることができます。

図2に、これらの権利が保護する対象の具体例を示します。大まかなイメージをつかむことができたでしょうか。

今回は、知的財産権の中でもポピュラーな4つの権利を紹介しました。次回は、残りの⑤不正競争防止法による保護、⑥著作権を紹介します。また、なぜ最近になって「知的財産」や「特許」という言葉が取り沙汰されるようになったのかを説明しようと思います。

図2

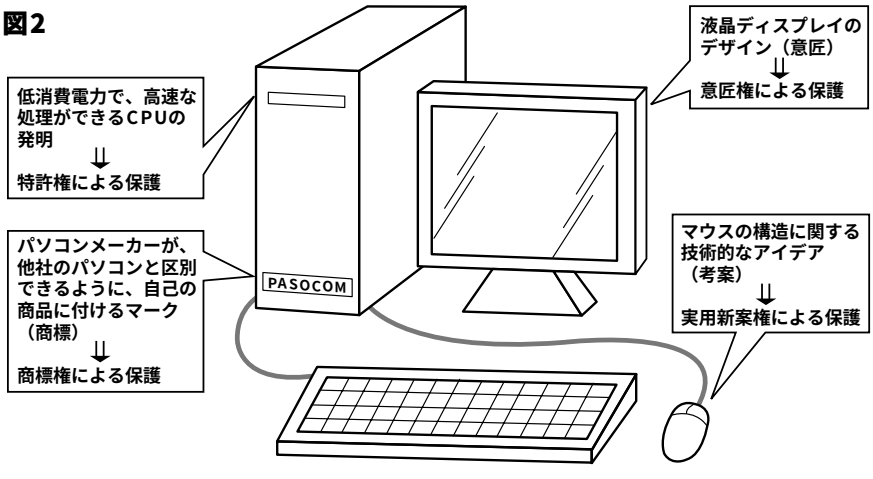

施策情報

平成17年度　中小企業対策
概算要求及び財政投融資要求の概要

Ⅰ 基本的考え方

○我が国の景気は、輸出と設備投資が牽引役となり、堅調に回復している。中小企業の景況についても、全体として持ち直しの動きが継続しているが、地域・業種によっては回復の遅れが見られる。
○このような経済状況の下、引き続き中小企業金融・再生支援に万全を期すとともに、中小企業の新事業への挑戦を強力に支援することで、経済活性化・雇用拡大をより確かなものとし、地域再生を図る必要がある。このため、以下の4つの考え方を基本に概算要求及び財政投融資要求を行う。

（1）「市場に挑戦する中小企業の支援」を通じた経済活性化・地域再生

○経営革新法・中小創造法・新事業創出促進法を整理統合して「中小企業経営革新等総合支援法（仮称）」とするとともに、技術開発から販路開拓まで一貫した支援を行う。
○特に、中小企業が技術・ノウハウの緊密な「すりあわせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携（新連携）を推進する。

（2）中小企業の人材育成・活用支援

○創業・経営革新等を図るには、経営・マーケティング等に通じた優れた人材が不可欠。こうした企業の中核を担う社内人材の育成や社外人材の活用を支援するとともに、中小企業支援機関の人材の質の向上を図る。

（3）再生に取り組む中小企業の支援と中小企業金融の多様化・円滑化

○中小企業の再生支援、中小企業金融セーフティネット対策を充実するとともに、無担保融資の促進など中小企業金融の多様化を図る。

（4）商店街・中心市街地活性化対策の重点投入

○商店街・中心市街地を巡る経営環境が厳しさを増す中で、まちづくりと一体となった先進的取組みを行う地域に対して総合的な支援を行う等、中小商業活性化対策の重点投入を図る。

Ⅱ 概算要求額及び財政投融資要求額

（1）概算要求額

平成17年度要求額	平成16年度予算額	対前年増減
1,472億円	1,305億円	167億円

（2）財政投融資要求額（貸付規模）

単位：億円

	17年度計画	16年度当初計画	15年度実績
中小企業金融公庫	19,000	19,000	16,937
（うち証券化）	2,003	1,503	ー
国民生活金融公庫	30,500	31,500	26,808
（うちマル経）	5,500	5,500	2,512
商工組合中央金庫	18,500	18,500	20,359

III 重点項目

Ⅰ「市場に挑戦する中小企業への支援」を通じた経済活性化・地域再生

市場ニーズに対応し新たな付加価値を創出する中小企業を強力に後押しするため、「中小企業経営革新等総合支援法（仮称）」を制定するとともに、経営相談、技術開発から販路開拓・市場化まで一貫した支援体制を構築する。特に、中小企業が技術・ノウハウの緊密な「すりあわせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携（新連携）を推進する。

1.「中小企業経営革新等総合支援法（仮称）」の制定

創業・経営革新等に対する支援策をより利用しやすい制度とするべく、経営革新法、中小創造法、新事業創出促進法の三法を整理統合し、「中小企業経営革新等総合支援法案（仮称）」を制定する。

特に新連携に対する支援については、創業・経営革新施策体系とは別に新たな施策体系を新法に盛り込む。具体的には、地域における経営や中小企業金融の専門家が集まる「新連携支援地域戦略会議（仮称）」を設置し、当該会議が中核となってハンズオンでビジネスプラン策定から事業化まで、地域の総力を結集して一貫した支援を行う体制を整備し、地域再生の実現を図る。

（1）「新連携」支援

（2）創業・経営革新支援

2. 戦略産業分野等における事業化・市場化支援

「新産業創造戦略」において戦略産業分野とされている、情報家電分野等強い競争力を持つ「先端的新産業群」や、シニア向けサービスや環境・資源制約対応等の「ニーズ対応新産業群」等の創出・拡大を担う中小企業に対し、優れた技術を事業化につなげるための総合的支援を行う。

また、全国・世界市場に販路拡大を図る中小企業に対し、ブランドの確立に向けた総合的支援、国内外の展示会・交流会への出展機会の提供等を行う。さらに、海外に展開する中小企業の模倣品対策を支援する。

（1）中小・ベンチャー企業の「スタートアップ」支援

（2）ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業

（3）総合展・ベンチャーフェア等による販路拡大等支援

（4）海外における販路拡大・模倣品対策支援等

Ⅱ中小企業の人材育成・活用支援

創業や中小企業の新事業展開を成功させるためには、経営・マーケティング戦略等を構築できる優れた人材が不可欠。こうした企業の中核を担う人材の育成・活用を支援するとともに、中小企業支援人材の質の向上を図る。

（1）中小企業の中核を担う人材の育成

（2）中小企業を支援する人材の充実

（3）若年者対策

Ⅲ中小企業の再生支援と中小企業金融の円滑化

地域・業種によっては景気回復に遅れが見られる中、将来可能性のある中小企業が破綻に追い込まれる事態を回避するため、中小企業の再生支援、中小企業金融セーフティネット対策を充実するとともに、無担保融資の促進など中小企業金融の多様化・円滑化を図る。

1. 再生支援

中小企業再生支援協議会事業

2. 中小企業金融の多様化・円滑化

（1）担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進

（2）セーフティネット保証・貸付の充実

Ⅳ商店街・中心市街地活性化対策の重点投入

消費者の選別や商業集積間の競争等、商店街・中心市街地を巡る経営環境が厳しさを増す中で、まちづくりと一体となった先進的取組みを行う地域に対して総合的な支援を行う等、中小商業活性化対策の重点投入を図る。

（1）先進的な取組みを行う中心市街地への重点的支援

（2）中心市街地活性化対策の実効性確保に向けた診断・サポート

社長さん　あなたの義務です　労働保険

10月は「労働保険適用促進月間」です

事業主のみなさん労働保険の加入手続きはおすみですか？

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、労働者が安心して働くことのできる職場環境を作るための保険です。

そのため、労働者を一人でも雇用する事業主は、必ず、労働保険に加入しなければなりません。

加入の手続など詳しくは、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

平成16年度
和歌山県中小企業季節融資(年末資金)の実施について

年末資金

融資対象者 …… 和歌山県信用保証協会の保証対象となる県内の中小企業者
資金使途 …… 運転資金
融資限度額 …… 一企業当たり1,000万円
融資利率 …… 年1.4%
信用保証 …… 必要に応じ要
信用保証料 …… 年0.7%～1.05%
融資期間 …… 12か月以内
償還方法 …… 割賦償還
保証人・担保 …… 保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による。
申込受付期間 …… 平成16年10月1日から平成16年11月30日まで
申込先 …… 取扱金融機関
詳しくは …… 県庁商工政策局産業支援課又は各振興局地域行政課へ
その他 …… 県民の友10月号に掲載

中小企業総合展2004 in Kansai

ここに集結! ニッポンの原動力

～市場創出と販路開拓による中小企業の経営革新の促進～
http://www.sougouten.com/

中小企業庁・近畿経済産業局では、市場創出や販路開拓による中小企業の経営革新の促進を目的に、平成16年10月27日（水）から10月29日（金）にインテックス大阪で「中小企業総合展2004 in Kansai」を開催いたします。

本展示会は、これまで同時開催していた3つの展示会「中小企業ビジネスフェア」、「中小企業テクノフェア」、「中小企業ビジネス・メッセ」を統合した総合見本市です。

ビジネスパートナーとの出会い、新たな販路の開拓を求める方々の来場を心よりお待ち申しております。

主　　催	中小企業庁・近畿経済産業局
協　　力	独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業・ベンチャー総合支援センター、 都道府県等中小企業支援センター、財団法人 全国下請企業振興協会、 財団法人 中小企業異業種交流財団
会　　期	平成16年10月27日(水)～10月29日(金) 10：00～17：00（最終日のみ16：00迄）
会　　場	インテックス大阪4・5A号館(大阪市住之江区南港北1-5-102)
出展者数	約330小間（うち大学・支援機関等　約50）
出展テーマ区分	エネルギー・環境、ものづくり、バイオ、IT、生活サービス、ビジネス支援、 加工技術、異業種グループ、各種支援機関
会場構成	中小企業ブース展示、メインステージ(①基調講演、②セミナー) プレゼンテーションステージ、支援機関・相談コーナー、 マッチング支援コーナー
来場予定者数	約20,000人
入　場　料	無料
同時開催フェア	「ＮＥＤＯ成果展示会」 （主催：ＮＥＤＯ技術開発機構）＜インテックス大阪５Ｂ号館＞ 「緑十字展2004」 （主催：中央労働災害防止協会）＜インテックス大阪２号館＞

お問い合わせ先	**「中小企業総合展2004 in Kansai」運営事務局** **ＴＥＬ：06-6686-6463** **E-mail: info-kansai@sougouten.com**

中央会だより

第1回 セミナー開催!

～65歳継続雇用達成事業～

中央会では9月13日（月）、アバローム紀の国において、6業界を対象に“65歳継続雇用達成事業第1回セミナー”を開催しました。

第一部では和歌山労働局高齢者対策担当官の生駒氏より事業制度についての概要説明、又、（社）高年齢者雇用開発協会より、助成金制度の活用について詳細説明が行われました。

（生駒担当官）

（大森局長）

続いて第二部の講演では、和歌山県福祉保健部健康局の大森局長より「ストレスと健康」をテーマに職場における環境改善のあり方やストレスへの上手な対処法などについて、医学博士という見地からも非常に分かり易く解説して頂きました。

（秦野専務理事）

65歳定年時代における組織の新たな対応策と制度導入の手法を確立するために、中央会ではセミナーや研修会等の開催を実施、各種啓蒙に努めているところです。

シニアパワーの活用

～65歳まで働ける社会をめざして～

本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることになります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保

①定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

②高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月	62歳
平成19年4月～平成22年3月	63歳
平成22年4月～平成25年3月	64歳
平成25年4月～	65歳

平成16年度上半期

組合名	理事長	所在地	主な事業
キョウセイ企業組合	曽 和 隆 治	和歌山市湊3丁目11番地の9 TEL 073-428-1612	携帯電話・節水器具・化粧品の販売、住宅等に関連するアルミ製品の販売及び施工
ホット・スプリング企業組合	川 俣 敏 弘	和歌山市小雑賀3丁目2番14号 TEL 073-425-5878	温泉水・節水器具の販売
ひきがわ竹炭産業企業組合	東　　澄	西牟婁郡日置川町大字日置1828番地の3 TEL 0739-25-0089	畳製品の製造及び販売
和歌山県生コンクリート協同組合連合会	中 西 正 人	那賀郡打田町大字尾崎92番地の1 TEL 0736-77-3005	所属員の取り扱う生コンクリートの共同販売事業に関する指導、所属員の取り扱う生コンクリートの共同宣伝
野上ＬＰガス保安センター協同組合	庄 司 康 次	海南市七山772番地の51 TEL 073-486-0068	共同保安業務並びに燃焼器具点検業務
田辺市浄化槽協同組合	中 田 英 夫	田辺市稲成町726番地の1 TEL 0739-25-0110	組合員の事業に必要な水処理機器等副資材の共同購買
ＡＳ．ＪＵＫＵ企業組合	東　敏 樹	和歌山市新中島5番地の3 TEL 073-474-1326	学習塾の経営
ハウスエクシー企業組合	井 窪 義 和	和歌山市加太2201番地の178 TEL 073-459-2650	建築リフォーム工事業
クリーン・アース企業組合	正 司 芳 道	和歌山市湊5番地 TEL 073-427-9066	産業廃棄物の収集運搬
住宅リフォーム企業組合	吉 田 博 美	和歌山市鳴神956番地の30 TEL 073-475-7501	建築リフォーム工事業
和歌山環境機器販売協同組合	宇 井　純	田辺市湊1525番地の5 TEL 0739-26-1664	廃棄物処理機器の共同販売

新規加入組合の紹介

資格業種	設立の目的
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	お互いの持っている経験・技術・営業力を結集させ、組合の取り扱う商品の販売・施工業務を効率的に行い事業展開を図る
温泉水・節水器具の販売に従事するもの	龍門山の麓、紀ノ川沿いに在る温泉施設から仕入れた温泉水の宅配等の事業展開を図るとともに、消費者の温泉利用に対するニーズに対応するため
畳製造業を行うもの又はこれに従事する者 製薪炭業を行う者又はこれに従事する者	これまで培ってきた畳・炭製造の技術を生かし、畳床に竹炭を入れた畳を製造、販売する目的で設立
地区内において生コンクリートの製造の事業を資格事業とする協同組合とする	業界の活性化の実現と良質な生コンクリートの安定供給を通じ、地域の発展に貢献することを目指す
液化石油ガス小売業	保安業務を共同で行うことにより、プロパンガスによる災害の防止等、消費者との更なる信頼関係の構築を図る
浄化槽法第21条の登録若しくは同法第33条の許可を受け浄化槽工事業を行う事業者又は和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の登録を受け浄化槽保守点検業を行う事業者	浄化槽の共同施工、共同維持管理はもとより共同購買事業等活発な共同事業を展開し、組合員個々の経営を健全強固なものにすることを目指す
学習塾業に従事するもの	起業により塾業界へ参入、パソコンによる一対一の学習レベルに応じた指導方法を導入して、小中学生を対象に学習指導を行う
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	住宅のリフォーム工事を行ってきた個人事業者が、法人格を取得し、積極的に事業展開を行うとともに組合員の経済的地位の向上を図る目的で設立
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	ゴミの不法投棄という社会現象が発生している中、「住みよい、きれいな地球」を目標に社会貢献を図り、相互信頼のもとに事業拡大し、組合員の社会的地位の向上を目指す
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	住宅のリフォーム工事を行ってきた個人事業者が、法人格を取得し、対外信用力を得るとともに、組合員相互の力を結集し、相互信頼のもと事業の拡大を図るとともに組合員の経済的地位の向上を目指す目的で設立
廃棄物処理機器の販売業	従来のカタログによる販売方法に加え、デモ機を設置して実演を行うことによる販売方法を共同で行うことにより、購入者との信頼を構築しながらの販売を行う

しみあい元気ノ上ポ

WAKAYAMAからWORLDへ チャレンジする技術集団

～ 和歌山県機械金属工業協同組合 ～

プロフィール

島理事長

昭和37年に地場産業の染色整理機械製造業を中心として発足しましたが、厳しい経済社会情勢等により、機械金属工業関連異業種組合に変革して現在に至っています。

この異業種組合の特性を生かして、お互いの技術・技能を有効に活用し、製品開発、製品造りが行なわれています。

業界近況について

技術の革新が著しく早く、遅れを取ることが許されない業界です。そのためにも、常に新技術の導入を図り、それを製品ならびに製品造りに付加していかなければなりません。また、新しい技術導入には柔らかい頭脳の持ち主が必要になってまいります。そして、この魅力（付加価値）ある製品造りを行なうためには休むことなく創造し続けていかなければならないのです。

イベント事業等

和歌山県出身の理工系学生を対象にした「ＷＡＫＡＹＡＭＡ　テクノ・フォーラム」を毎年開催しています。内容は、企業の製品や技術を紹介するとともに、経営者や人事担当者と学生の個別面談方式による就職面接会です。このフォーラムに参加した企業は優秀な理工系学生の確保ができています。

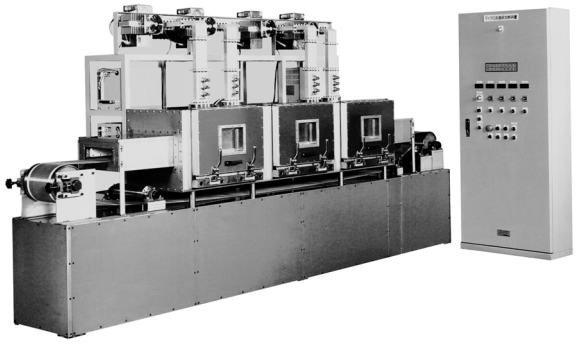

組合ＰＲ

さまざまな業種の経営者同志の懇談は得るものが多くあるはずです。私どもはこの出会いの場を提供することが使命と考えています。もの造りに携わっている企業であれば業種は問いません。また、賛助会員制度も設けています。

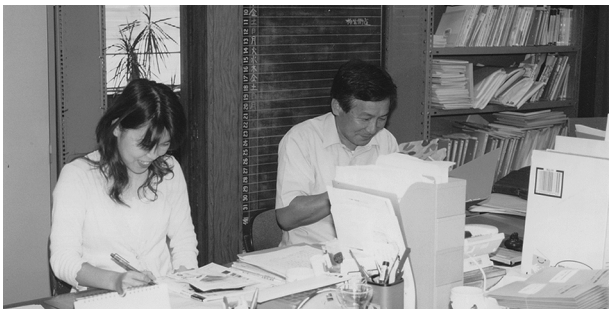

組合所在地	〒640-8272　和歌山市砂山南3丁目2番56号
ＴＥＬ	073-433-1277
ＦＡＸ	073-433-1279
ＵＲＬ	http://www.chuokai-wakayama.or.jp/kikai/
E-mail	w-machinery@themis.ocn.ne.jp
設立年月日	昭和37年6月15日
組合員数	96名

会員HP紹介

平成15年度の中央会事業により、会員6組合がホームページを開設しました。
このページでは毎月2組合ずつホームページアドレスとトップページの紹介をしていきます。

有田自動車整備協同組合

URL　http://www.waspa.or.jp/arida/

〒649-0421
有田市糸我町中番47番地
有田自動車会館内
TEL　0737-88-7535
FAX　0737-88-5154

整備事業場と車検代行業者との違いについて、又、「貴方の街の整備工場」の案内コーナーでは会員工場のマップ紹介など非常に充実したホームページになっています。

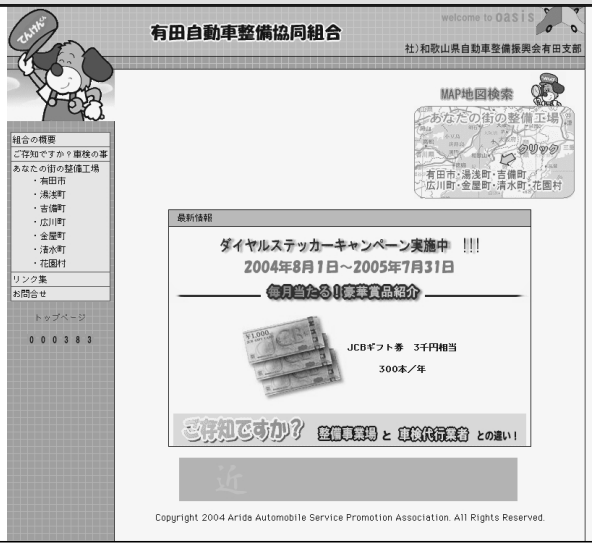

和歌山県再生資源事業協同組合

URL　http://www.chuokai-wakayama.or.jp/saisei/index.html

〒646-0023
田辺市文里2-35-31
TEL　0739-25-3911
FAX　0739-25-3911

再生資源、金属屑の集荷業者で建設された中間処理施設ならではのホームページで、リサイクルの基礎知識、地球環境など目を見張るものがあります。

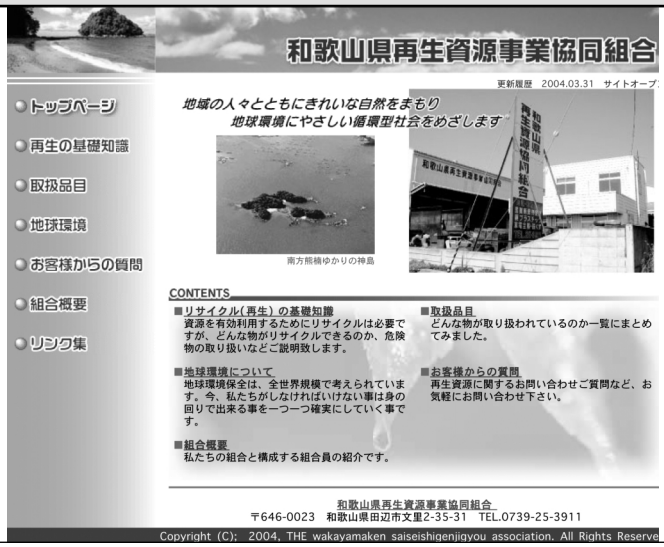

会員だより

健康サポート2004！

～和歌山県薬局協同組合～

9月12日（日）、ウエルサンピア和歌山（和歌山市西高松）において、“健康サポート2004”が開催されました。

第2回目となる今回も、「美しくすこやかに生きる」という万人の目標をテーマに、いつまでも健康で長生きするためのセルフメディケーションへの取り組みを推奨しているところです。

会場では栄養相談コーナーや骨密度測定、血圧血流測定コーナーなどが開設され、どのブースも順番待ちの来場者で大賑わい！

午後からの市民講座では、コンディショニングコーチの立花龍司先生による講演会も行われ、まさに終日、「健康」の大切さを実感する1日となりました。

和歌山県薬局協同組合
TEL073-422-4748

イベントダイアリー2004

《2004クルマジャンボリー》
自動車整備業界の年に一度のお祭り！

開催日程：平成16年10月17日（日）
開催場所：和歌山運輸支局内
お問合わせ：和歌山地区自動車整備協同組合
TEL　073-422-2040

《家庭用品まつり》
海南の家庭用品、約15社の展示、即売、特売！

開催日程：平成16年11月13日（土）14日（日）
開催場所：海南市保健福祉センター
お問合わせ：海南特産家庭用品協同組合
TEL　073-483-6070

《第16回紀州漆器まつり》
伝統の紀州漆器を大いにアピール！

開催日程：平成16年11月13日（土）14日（日）
開催場所：海南市黒江川端通り
お問合わせ：和歌山県漆器商工業協同組合
TEL　073-482-0322

創立20周年記念式典開催

～和歌山県私塾協同組合～

9月5日（日）、和歌山東急インにおいて、和歌山県私塾協同組合の創立20周年記念式典が開催されました。

同組合は、全国で初の私塾協同組合の認可団体として、進学説明会や教育講演会の開催、受験に関する資料提供等々、組合員の経営合理化の一助となるべく業界の先鞭を担ってきました。

少子化という厳しい環境下においても、教育と経営の二面性を持つ「塾」運営の活性化をめざし発展していきたいという西浦理事長の力強い挨拶の後、作家の神坂次郎氏による『世界遺産高野熊野から』をテーマとした記念講演が行われました。

和歌山県私塾協同組合
TEL073-473-5372

《中央卸売市場開場30周年記念イベント》

和歌山の台所から記念祭！

開 催 日 程：平成16年11月21日（日）
開 催 場 所：和歌山中央卸売市場
お問合わせ：和歌山水産物商業協同組合
TEL　073-433-2658
和歌山市青果仲卸業協同組合
TEL　073-432-0560

《建具フェア2004》

和歌山を代表する製作建具の数々！

開 催 日 程：平成16年11月25日（木）～27日（土）
開 催 場 所：インテックス大阪
お問合わせ：和歌山県建具事業協同組合
TEL　073-422-3957

全国先進組合事例

静岡県 協同組合タートフテック

芝生の剥離・結束はお任せ［芝ーる］

所在地	〒410-1103 裾野市葛山1028番地の2	地区	裾野市他2市1町
電話番号	055-997-1120	主な業種	芝生生産業、造園業、鉄工場設計者、電気設備業
FAX番号	055-997-0515	組織形態	異業種連携組合
組合員数	6人	組合専従者	―
出資金	100万円	専従理事	―
設立	平成12年5月	URL	―

芝生の出荷作業は、熟練した高年齢の女性が行っているのが一般的。これを若い労働力で、かつ一般作業員でも行える安全で簡単操作の作業機械を開発した

背景と目的

公園などに用いる芝生は、出荷時に36㎝×28㎝のサイズを地面より剥離し、それを手作業で結束する。植え付けは、剥離した芝生を一枚一枚地面に並べなければならず、いわゆる3Kと言われ、身体的に厳しい作業である。にもかかわらず、これらの作業には、熟練した高年齢の女性が従事するのが一般的で、将来を考えると、若い労働力でも対応できる機械化・省力化が必要となっていた。

取り組みの内容

造園工事業を営む現理事長が、「芝生剥離のロール化」の自動化を目的に関連事業者と協議し、平成10年から異業種連携組織として活動を開始。県工業技術センターの技術指導や中央会の助成事業を活用して視察、基礎実験等を行ってきた。12年には組合を設立し、12、13年度と中小企業創造活動促進法の認定に基づく助成を受けて、互いのノウハウを持ち寄る形で「芝生剥離のロール化及び自動結束装置の開発」に乗り出した。12、13年度でそれぞれ別個の製品を開発、14年度には芝の産地を視察し、生産者の要望を取り入れたり、圃場実験を通して改良を重ねた。開発した機械装置は、幅1.8m、長さ3.8mの大きさで、芝生を長さ2m、幅50㎝の長方形に剥離、切断し、機械の上でロール状に丸め、ひもで自動的に括るものである。16年度には、商品名「芝ーる」として販売する予定である。

成果

ロール化により、植え付け時に地面に活着しやすくなった。また、改良を加えたことで安定性の向上、コンパクト化が図られた。機械は最低2人いれば操作が可能で、これまで1カ所5～6人を要した労働力を省力化でき、時間も半分に短縮できる。販売面の成果が大いに期待されている。

▲パンフレット

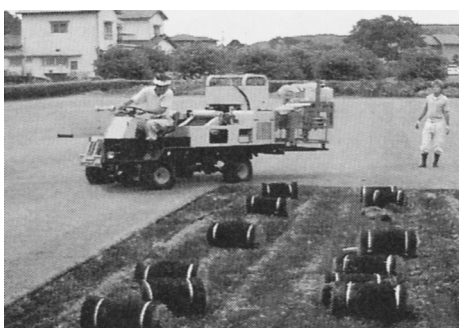

石川県

金沢市旅館ホテル協同組合

合併を機に双方の良い点を活かした予約システムを構築

所在地 〒920-0964
金沢市本多町3丁目10番地26号

電話番号 076-221-1147

FAX番号 076-264-8433

組合員数 47人

出資金 69万円

設立 昭和33年9月

地区 金沢市

主な業種 旅館業、ホテル業

組織形態 同業種同志型組合

組合専従者 3人

専従理事 ―

URL http://www.yadotime.jp/

金沢市の旅館とビジネスホテルの組合が合併。これを機にユーザーにも組合員にも便利で使いやすい、インターネットによる予約システムを中心としたHPを作成

背景と目的

不況が長引く中で、かねてから観光関係のイベント等で親交のあった金沢市旅館（協）と（協）石川県ビジネスホテル協会が、事務の合理化や共同宣伝等でスケールメリットを生かすため、平成14年12月に合併した。合併以前から双方とも宿を探すインターネットユーザーにとって何か便利なものはできないか、又、具体的な効果の見込めるものはないかと考えていたところであったので、合併後の最初の事業として、双方のHPの良いところを活かした新しいHPを作成することとなった。

取り組みの内容

全国のインターネットユーザーが金沢の宿の内容、料金、空室状況、イベント・観光情報等を容易に探すことができ、同時に予約までできるシステムを作成。これはレンタルサーバーを利用し、組合HPである「yadotime.jp/」を用いて行うものである。予約については、現在各館空室を2室エントリーでき、ユーザーから予約が入ると当該施設に自動的にメールが発信され、あとは各館にての対応となる。ユーザーとしては、金沢の旅館・ホテル等の宿泊施設がネット上に集積しており、沢山の中から選べるメリットがある。また検索方法も「お食事のできる宿」「お食事なしで泊まれる宿」「大浴場のある宿」「会議・研修のできる宿」などで区分、より使いやすいように工夫した。合併直後から情報通信委員会を設置し事業に取り組み、平成15年度には石川県中央会から組合データベース作成事業の補助金を受けている。

成果

平成16年度には、このシステムで予約が成立した組合員から当該売上高の5%を手数料として徴収する予定である。組合としては、月間10万円程度の手数料収入を目指している。合併直後の事業ということで多少混乱した面もあったが、委員会を重ねることで相互理解が得られ、結束も強まっている。

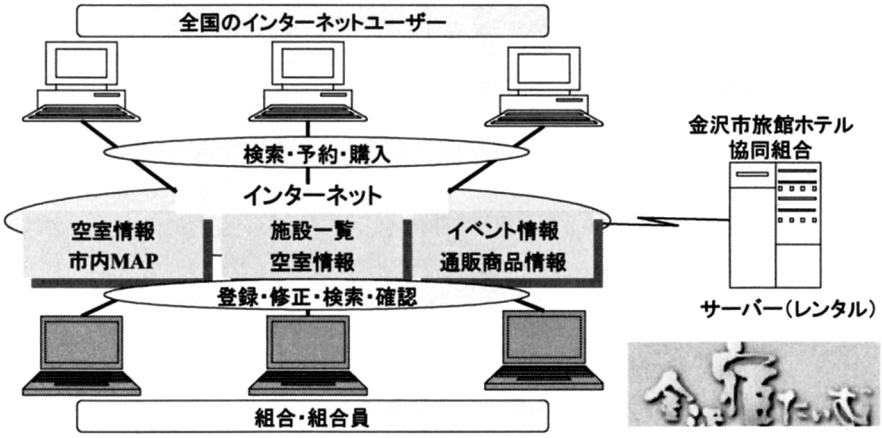

奈良県

吉野製材工業協同組合

銘木吉野材の客層を全国に広げるためネット販売を開始

所在地	〒639-3114 吉野郡吉野町丹治11	**地区**	吉野町及び1町
電話番号	07463-2-5773	**主な業種**	製材業、木製品製造業、集成材業
FAX番号	07463-2-8738	**組織形態**	産地組合
組合員数	67人	**組合専従者**	19人
出資金	4,260万円	**専従理事**	―
設立	昭和25年1月	**URL**	http://www.yoshino-wing.jp/

組合員は従来市売を主体としていたが、世界的に類のない銘木吉野材を広くアピールし、基盤強化を図るべくネット販売を1年前に開始、アクセス数は7千件に達している

背景と目的

低価格の外材等に押され、売上の低下に悩んでいる状況を打開するとともに、優れた品質を備えている吉野材を多くの人に知ってもらい、産地の基盤強化を図るべく、ネット販売事業を開始することとなった。そこで、組合内部にネット委員会を設置し、体制強化を図るとともに、組合員に対し、その意義、必要性の啓蒙に努めた。

取り組みの内容

HPは一般用、会員用の2種類があり、後者の方が内容は詳細であるが、仕組みは基本的には同一である。業務の流れは、組合員が加工する製材品、欄間などの特殊品、家具や生活用品などの木工品から希望品の申し出を受け、組合がHPを作成し、興味をもったユーザーがアクセス、注文を受ける。受注した商品は組合が発注先に運送する。注文を受ける際に、商品代金のほか運送費を組合に振込んでもらう仕組みである。本事業の企画・運営、調査研究は、組合員5人で構成するネット委員会が担当しており、日常業務は組合事務局が行っている。本事業のユニークな点は、組合員が出品する際、商品の乾燥度、強度など品質に関するいくつかの項目について、組合が定める基準に基づいて自己評価し、その結果を連絡、組合がこれをHPに掲載していることである。

成果

準備を始めて10カ月で本格稼動するまでになったことに加え、稼動後1年間でアクセス数が7千件に達し、客層が全国に広がりつつある。一方、売上面では、いまのところそれほど大きな実績はあがっていないが、反響が大きく今後が期待されている。また、アクセス先の中には、住宅を建築する際、オピニオンリーダーと期待されている業界団体も見られる。組合員にとってもユーザー、消費者の生の声やニーズが掴めるので、製品開発力の向上に繋がるうえ、ネット取引による営業経費や時間の節約も可能となっている。

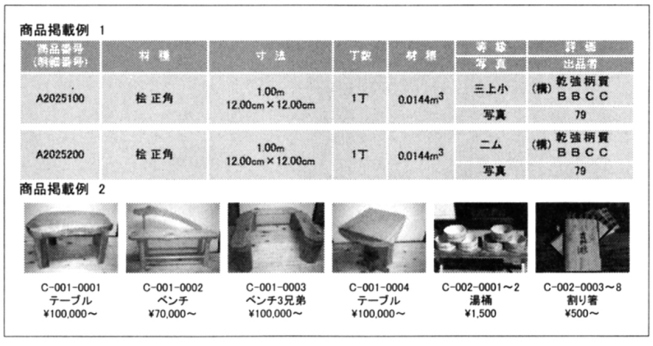

▲組合ホームページ

和歌山県地域労使就職支援機構
（厚生労働省委託事業）

構成団体

●連合和歌山　●経営者協会　●商工会議所連合会
●商工会連合会　●中小企業団体中央会

〒640-8227　和歌山市西汀丁26（県経済センター4F）
TEL.073-402-2111　FAX.073-425-5086
Eメール　roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp
ホームページ　http://www.waroushi.jp

情報連絡員報告

8月分

ＤＩ（ディフュージョンインデックス）値
ＤＩ値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。
ＤＩ値＝増加（好転）割合　－　減少（悪化）割合
ＤＩ値＞０　…　景気上向き
ＤＩ値＝０　…　景気横ばい
ＤＩ値＜０　…　景気下向き

業界景況／前月比
2.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転⇧　不変→　減少・悪化⬇

業種＼項目		売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	⬇	⬇	⬇	⬇
	繊維同製品	⬇	⬇	→	⬇
	木材木製品	⬇	⬇	⬇	⬇
	印刷	⬇	⬇	⬇	⬇
	化学ゴム	⇧	⬇	→	→
	窯業土石製品	⬇	⬇	⬇	⬇
	鉄鋼金属	⇧	⇧	⇧	⇧
	その他	→	⬇	⬇	⬇
非製造業	卸売業	→	⬇	→	→
	小売業	⬇	⬇	⬇	⬇
	商店街	⬇	⬇	⬇	⬇
	サービス業	⬇	⬇	⬇	⬇
	建設業	⬇	⬇	⬇	⬇
	運輸業	⬇	⬇	→	⬇
ＤＩ値		－40.0	－62.5	－27.5	－47.5

（情報連絡員40名のうち回答数40名　回答率100％）

総　評

前年同月比における「業界景況」判断指数（ＤＩ値：景気動向指数）は、マイナス47.5ポイントであり、同7月調査と比べて2.5ポイント改善した。

同7月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント悪化、「収益状況」は2.5ポイント悪化、「資金繰り」は15ポイント改善した。

8月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は17名、「悪化」との回答は21名で、「好転」との回答は2名であった。

年間DI値（前年同月比）の推移

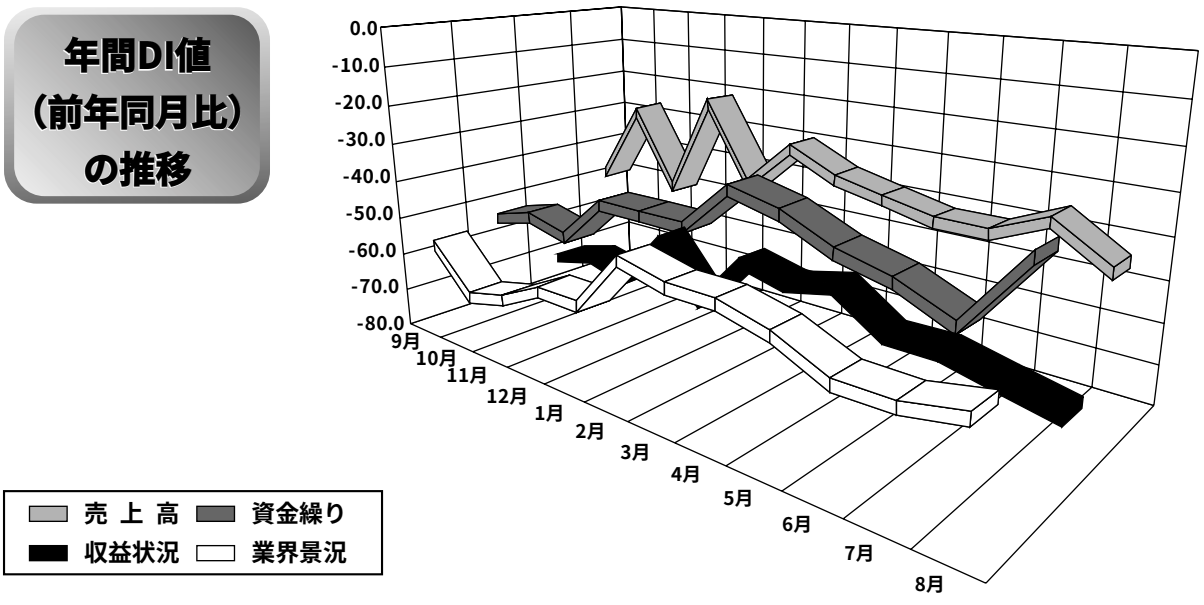

製造業

食料品	原油価格の上昇により、ガソリン、重油等の仕入価格が上昇。今後その他の石油製品についても上昇が気になる。（有田かまぼこ）
	9月2日に品質表示研修会開催。10月12日に食品衛生管理認定制度説明会開催予定。梅干原料価格が下落したのに伴い、これから各社納入価格の交渉に入る。業界全体荷動きが鈍く厳しい状況です。（梅干）
繊維・同製品	小売り段階では夏物はよく売れたが、秋物は飛び越してしまった。相変わらず景況は低迷を続けている。来年春夏物に期待するのみ。（ニット）
	シーズンインしたが、盛り上がりに欠ける。オーダーのロットが小さくなっている。（織物）
	景況感の不変は底辺での不変で、これ以上の悪化はない。（手袋）
木材・木製品	動きがあるのはマンション受注企業くらいで、工場の稼動に関しては相変わらず鈍い。ドアの下請業者は相変わらず受注単価が低く、利益に反映しない受注が多い。（建具）
化学ゴム	原料高の傾向が依然として進んでおり、合成染料については取引が低調になってきている。製品による格差が大きくなりつつあるようだ。（化成品）
窯業・土石製品	引き続き出荷は低迷しており、現状は変わらず厳しい。（生コン）
和雑貨製造業	石油関連素材の値上げを商品に上乗せできず苦慮している。（家庭用品）

非製造業

小売業	今年の夏は猛暑のためビール、発泡酒、清涼飲料等はDSやスーパーでは売上も大きく伸びているが、一般小売店では伸びていない。昨年は和歌山市は緊急調整地区の指定を受け、新規の酒販免許の付与はなかったが、今年は指定がなくなり、9月1日から新規免許の申請受付が開始されるコンビニ、スーパーその他異業種からの参入があり、約200件程度の免許申請があるものと推定されます。ますます廉売競争が激しくなり、市場は混乱してくることと思われる。現在DSの販売価格は、一般小売店の仕入価格より安い。公正取引のガイドラインがあっても守られていない状態である。弱小小売店の廃業、休業が続出するものと懸念している。協同組合で酒類卸売免許を取得して共同仕入を行いたく、今その準備を進めているところである。（酒販）
	東京では高額商品、ブランド商品の売上が好調で、消費は回復したと聞く。しかし和歌山ではそういう気配はない。都会と地方の差というか、ますます二極化が進んでいるように思う。（和歌山市）
	先月と変わらずです。周辺町村への観光客が少々増えている様子で、今後よくなってくれることを願っています。（田辺市）
サービス業	今年の夏は世界遺産と共に景気回復基調にあると各地域で実感したものの、温泉の偽装問題が他府県で発覚し、利用者の信頼が大きく揺らぎ、温泉のイメージダウンにつながってきました。当県でも温泉許可漏れがありましたが、大事に至らず軟着陸いたしました。（旅館）
	対前年同月比で、宿泊人員（95.3%）、総売上料金（97.6%）、1人当たり消費単価（102.4%）、総宿泊料金（98.0%）、1人当たり宿泊単価（102.8%）。1～8月の宿泊人員で見ると、15年は735,162人、16年は739,294人で4,132人の増（+0.6%）である。8月後半の台風の影響により遊泳禁止や注意日が多くあったが、結果的には平成14年8月の宿泊人員実績と同水準であった。（白浜旅館）
	8月中は低調です。（田辺自動車）
建設業	住宅着工はまあまあ。公共工事が減少。依然として競争の激化が進んでおり、厳しい。（電気工事）
運輸業	燃料の高騰について6、7月記載しましたが、9月以降大幅値上げが決定され、対前年比23%アップ。物流業界は大変である。（和歌山市）
	7月上旬より原油市況はほぼ一本調子の上昇が続いている。わが国の原油輸入価格に影響を与えるドバイ原油市場が初めて38ドル台に突入した。価格は9日バーレル40ドル超えになった。1980年11月以来実に23年9ヶ月ぶりの高値をつけた。原油高騰は天井知らずの様相を呈しており、国内価格にどのような影響を及ぼすか注目されるが、原油高騰を反映する9月仕切りは大幅なものになる可能性が出てきた。13日ニューヨークの原油市場は一時1バーレル46.65ドルと過去最高値を更新した。原油高の主な要因としては中国などの需要急増に生産が追い付かないという構造問題への不安が挙げられ、その他の要因としてはイラクの戦闘激化、ロシア石油大手の経営危機、供給懸念が高まっていることが挙げられます。投資マネーが原油市場へ流れ込んだ格好で、相場を実能以上に押し上げている可能性があります。原油相場の上昇に歯止めがかからない状況となっており、組合員は大変厳しい経営に追い込むような現状になっています。（有田トラック）

ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、ＦＡＸまたはメールにてお送り下さい。

1．組合等名　2．イベント名　3．実施月日　4．実施場所　5．イベント内容（簡単に）

和歌山県中小企業団体中央会情報調査課

〒640-8566　和歌山市西汀丁26番地和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852　FAX 073-431-4108　Ｅメールアドレス　info@chuokai-wakayama.or.jp

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ

和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心!
入院・通院は1日目から補償

毎月20日締切、
翌月1日補償開始

和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

株式会社　損害保険ジャパン

☎073-433-0591

中央会共済制度

- **マキシムＲ（逓増定期保険）**
  損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます
- **総合保障プラン**
  集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障
- **年金共済（拠出型企業年金保険）**
  高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）
- **特定退職金共済制度**
  大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部　和歌山市北汀丁７番地

ＴＥＬ　０７３－４３３－３８０６

ＦＡＸ　０７３－４３１－５２８０

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済　①火災　②落雷　③破裂・爆発　④風災・雪災

総合火災共済　上記①～④及び　⑤物体の落下・衝突　⑥騒じょう・労働争議　⑦水ぬれ　⑧盗難　⑨水災

} 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輌に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容		保障金額	備考
死亡共済金		300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金		10万円～300万円	後遺障害共済金
医療共済金	入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
	退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種		掛金額
自家用軽乗用自動車		5,500円
自家用軽貨物自動車		5,500円
自家用乗用自動車		11,000円
自家用小型貨物自動車		11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下	17,000円
〃	2t超	27,000円

問合先●和歌山市西汀丁26番地　TEL（073）431－3288（代）